

一般財団法人臨床試験支援財団
CRC あり方会議コラボレーション推進協議会規程

(目的)

第1条 一般財団法人臨床試験支援財団（以下、当財団）は、当財団の定款第3条にある目的達成のため「CRC と臨床試験のあり方を考える会議」（以下、CRC あり方会議）の推進、また臨床試験（治験）の支援のあり方等について、協力団体との間でコラボレーションを推進するため「CRC あり方会議コラボレーション推進協議会（以下、CRC コラボ会）」を置く。

(協力団体の指定)

第2条 協力団体は当財団の理事会で候補を決定し、各団体の意向を聴いたうえで、賛同を得た団体とする。

2 協力団体に CRC コラボ会構成員（以下、構成員）の推薦を依頼する。

(CRC コラボ会の役割)

第3条 CRC あり方会議の円滑な運営と発展、また臨床試験の適正な実施に関する活動、臨床試験を支援するスタッフの育成、さらに一般市民（患者）への啓発活動等について、広く関係団体、一般市民（患者）団体等と協力し、協議しながら、当財団および各関係団体間のコラボレーションを推進する。

2 CRC あり方会議への協力の一環として、コラボ会は当財団が治験・臨床研究の基盤と考える協力団体からプログラム委員を CRC あり方会議プログラム委員会に推薦することができる。

(CRC コラボ会の構成)

第4条 CRC コラボ会は、以下の構成員から成る。

- (1) 当財団の理事、評議員から推薦された者（若干名）
- (2) 当財団とのコラボレーション推進に賛同した協力団体から推薦された者（各団体1名）
- (3) その他、当財団が必要と認めた者

2 当財団に関係する構成員は、当財団理事長が委嘱する。

3 構成員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

4 議長は CRC コラボ会の開催当日に構成員の互選により選出し、会議を進行する。

(CRC コラボ会の開催)

第5条 開催は毎年1回とするが、必要に応じ随時、臨時開催することができる。

2 CRC コラボ会の開催は、当財団理事長が招集する。

3 臨時開催は、当財団が必要と認めた時、また構成員の半数以上が目的を記載した書面にて開催を要望した時とする。

4 開催形式は原則として Web 開催とする。

5 CRC コラボ会に関する構成員の旅費等は各協力団体の負担とする。

(規程の変更)

第6条 本規程の改定は、理事会が起案し、評議員会の承認を得て行うものとする。

(事務局)

第7条 当財団内に CRC コラボ会の事務局を置き、事務処理を行う。

附則：本規程は、2024 年 6 月 7 日より施行する。

< 修正履歴 >

変更日	変更箇所	変更内容	変更理由	備考
2024/12/18	第 6 条	規程類の表現方法の標準化	業務効率化のため	
2025/6/13	第 3 条第 2 項 第 4 条	第 2 項の追記 記載整備	他の規程との整合 記載整備	
2025/10/8	第 3 条 2 項	より適切な表現に修正	記載整備	